

# 三鷹バッハ同好会 会則

## 第1条(名称)

本会は「三鷹バッハ同好会」(以下「本会」という。)と称する。

## 第2条(目的)

本会は、Johann Sebastian Bach の作品を中心とするバロック音楽の研究・演奏・鑑賞を通じて、会員相互の親睦を深めるとともに、地域文化の振興に寄与することを目的とする。

## 第3条(活動内容)

本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. バッハ作品の研究会・鑑賞会の開催
2. 合唱・器楽による演奏活動
3. 講習会・勉強会の開催
4. 地域行事・文化事業への参加
5. その他、本会の目的達成に必要な活動

## 第4条(所在地)

本会の主たる活動拠点は東京都三鷹市内とする。

## 第5条(会員)

### 1. 会員の種別

本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員(活動および議決権を有する)
- (2) 賛助会員(活動参加は任意、議決権なし)
- (3) 体験参加者(単発参加)

### 2. 入会

本会の目的に賛同する者は、所定の申込手続きを経て入会できる。

### 3. 退会

会員は申し出により任意に退会できる。

## 第6条(役員)

本会に次の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 若干名
3. 会計 1名
4. 監査 1名

役員は総会において選出する。

任期は1年とし、再任を妨げない。

## 第7条(総会)

1. 総会は年1回開催する。
2. 必要に応じて臨時総会を開催できる。
3. 会則改正・役員選任・予算決算承認は総会で決定する。

## 第8条(会費)

1. 会費は別途定める。
2. 必要に応じて臨時会費を徴収できる。

3. 納入済み会費は原則として返還しない。

**第9条(会計)**

1. 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 収入は会費・寄附金・事業収入等をもって充てる。
3. 会計報告は毎年度総会において行う。

**第10条(個人情報の取扱い)**

本会は会員の個人情報を適切に管理し、本会活動以外の目的には使用しない。

**第11条(会則の改正)**

本会則は総会の議決により改正できる。

**附則**

本会則は2026年1月1日より施行する。